

第4回知的財産取引適正化ワーキンググループ 議事要旨

【日時】

令和8年2月27日（金） 10：00～11：30（現地とオンラインのハイブリッド会議）

【出席】

- 委員出席者：林座長、泉委員、鮫島委員、松田委員、松橋委員
- 事務局：公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課、優越的地位濫用未然防止対策調査室
中小企業庁 事業環境部 取引課
特許庁 総務部 総務課
- オブザーバー：東京都知的財産総合センター、
独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、
日弁連知的財産センター、日本経済団体連合会、日本商工会議所、
日本弁理士会、内閣府知的財産戦略推進事務局

①知的財産権等に関する実態調査報告書（案）について

- ・ 実態調査報告書等の周知に当たっては、知的財産権等の取引適正化の意識を高めていくという思いを述べるだけでなく、事業者にはインセンティブを与えるなど、ビジネスの発展に必要という観点からのメッセージを発信してほしい。
- ・ 業種横断的な実態調査報告書や指針は、ユーザーにとっても使いやすいものになると考える。他方で、大学発のスタートアップと大学の間の事例など、今回の報告書には記載されていない事例も存在していると思われるため、そのような論点にも今後注視していくべき。
- ・ 発注者からの工場見学によって情報が流出することを防ぐため、NDAを締結し、受注者の情報が守られるべきであると思う。工場見学においてNDAを締結できている例は少なく、当該商慣習を変えていくために、発注者のみならず受注者となる中小企業に対しても実態調査報告書等の周知・啓蒙活動を行う必要がある。
- ・ 幅広い事例により現場の実態を把握することができ、非常に勉強になった。事務局において実態調査報告書の重要性や意義が伝わるよう周知活動を行ってほしい。

②知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書（案）について

- ・ 契約書のひな形やチェックリストの活用に当たり、その前提として、自らが保有しているノウハウ等を明確にして認識しておくことが重要であり、その旨記載すべきではないか。
- ・ 無形物に知的財産としての価値があると十分に理解されていないように感じているため、意識を変えてもらえるように積極的に発信していく必要がある。

③その他について

- ・ 今回の議論を通じて、大企業と中小企業という単純な構図でなく、日本の競争力を高めていくためにどうしなければいけないかという問題提起がなされたと思う。
- ・ この種の報告書等では、大企業対中小企業という構図が示されることも多く、大企業にとっては中小企業と契約するインセンティブを削ぐような記載になっていることもある。

今回取りまとめられた2つの報告書は、フェアな取引を実現する観点からの記載となっており、実務において使いやすくなっていると感じる。

- ・ 指針を出して終わりではなく、モニタリングを行い、指針がどのような効果を与えているか測定することが非常に重要である。そうでないと、同じ問題が繰り返されてしまう。
- ・ 今後策定する指針が、本報告書の内容を十分に踏まえ、中小企業・大企業双方にとっての利便性が確保されたものとなり、知財取引適正化の推進に大きく貢献するものとなること、また、指針策定後の実効性が十分に確保されることを期待する。

(文責：知的財産取引適正化ワーキンググループ事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)